

2026年度 法学部 FD 活動方針・活動計画

法学部 FD 委員会委員

1. 2026年度法学部 FD 活動方針

本年度も学部 FD 活動においては、大学の内部質保証委員会および全学 FD・SD 委員会の指針に従いつつ、とりわけ法学部自己点検・評価委員会と協力・連携を図りながら、学部教員の教育・研究能力の向上に繋がる方策の模索や、学生の活動支援を通じて、適切な計画実施に努めることとする。

2. 2026年度法学部 FD 活動計画

(1) 初年次教育関連

法学部が開講する1年次のベーシック演習については、昨年度のFD研修会での意見交換において要検討事項が明らかとなったことを踏まえ、その体系化と内容面の実質化を図るべく引き続き検討する。カリキュラムとの関係では、従来、1年次に配当されていた「裁判法」「大学入門」「キャリア入門」の3科目が2026年度から廃止された。そのため、これらの科目で取り扱うことが予定され、初年次教育を実質化する内容（の一部）については、すべてベーシック演習が担うこととなった。もっとも、既存のベーシック演習で取り扱ってきた内容にこれらが純増するならば、その範囲や量が拡大・過重になり、ひいては各項目における質が低下することは避けられない。そのため、内容面での適切な分配と配置が一層求められる事態となっている。こうした状況に鑑み、本年度においても、昨年度のFD研修会で交わされた議論を基礎としつつ、法学部のあるべき初年次教育を考える視点から、この課題につきさらに精緻な検討を行うことを目指したい。例えば一つの方向性として、上記科目の廃止の代替として、ベーシック演習の内容・範囲につき全面的なリニューアルをする方向性も考えられたところであるが、未だ議論が熟しておらず、本年度は必要最小限の変更にとどまった。そこで今年度は、本年度のベーシック演習遂行に伴い生ずる問題点を洗い出すと共に、この点も含め改めて包括的な検討を行い、来年度には本格実施できる体制を整えることを目指したい。

(2) 2年次～3年次少人数教育

昨年度は初めて新カリキュラムが適用される学生が卒業年度を迎えたことにより、新カリキュラムがひとまずの完成を見た。もっとも、一通りの実践を経たことにより、各学年で履修すべき演習について、その内容面での差異化や質の保証に関する新たな課題も見られるところである。同時に、運営面においても、各学年における在籍学生数の差といった事情も影響し、毎年、均質的な演習を遂行することの困難性も明らかになった。こうした状況にも照らし、2年次～3年次における少人数教育の在り方と適切な運用方法についても、本年度は議論を進めたい。この問題は、各学年に相応しい少人数教育の内容・範囲という観点からは、上記(1)とも密接に関わるものであるため、ベーシック演習の議論と切り離すことをせず、法学部における少人数教育のあり方全体を考える視角からの検討を行いたい。

(3) FD 企画等の活動

全学 FD・SD 委員会及び法学部自己点検・評価委員会の活動を踏まえ、全学 FD 企画への積極的な参加を促すことに努める。それと同時に、上記の計画内容または法学部に特に関わる新たな事項について、学部教員の教育・研究能力の更なる向上を図る目的で、法学部独自の FD 委員会を開催する。

以上